

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

組織づくり 京成労組 大嶋 甲三……………2

職場に労働運動を! ……………3

三池闘争の教訓、行革攻撃と「和解勧告」 滝野 忠……………7

―新たな段階に入った国鉄闘争―

五・二八東京地裁の和解勧告に対する集約意見 宮里国労弁護団長……………11

―五・二八、公正な判決を求める中央集会―

「民主基軸」から「民主、社民と協力」へ 労働運動研究班……………14

―自治労政治方針の特徴―

読者からのおたより……………15 編集部だより……………16

お詫びとお願ひ……………6

本号より活字を大きくしました

旬刊 社会通信

NO. 674

一九九七年七月一日号

一九九七年七月一日発行
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

組織づくり

京成労組・乗務分会

大嶋 甲三

「行政改革・規制緩和」の大合唱のもと、日経連の二〇〇〇万人合理化が着々と進められようとしています。まさに大競争時代に突入した訳で、雇用形態、総パト化、低賃金政策等々、政治を含めて労働運動の指針が失われています。

現在の情勢が厳しいのは解るが、何をやるのが問われている時でもあると思います。やはり、働く者の学習、「働く者の、物の見方・考え方」を身に付けることが問われているのではないのでしょうか。

私たち、京成労組電車支部乗務分会では、昨年十一月から各専門分会（定例の六部会）ごとに、学習文献『労働者の世界観』を使って学習を続けてきました。そこで私たちの職場における組織作りについて、歴史的な経過を含め学習をしてきました。

職場には、電車乗務員を中心に六五〇名います。乗務員は運転士・車掌がペアーで作業をしています。一組から七組まであり、各組に四二×二二八四名います。かつては組制度そのものが、会社機構の中で作られていたものでありましたが、分会は各組の組長を分会組織の役員にして、組織強化をしてきました。分会委員会は毎月初めに定例化されています。その後に各組単位の常会（会社は集合教育という）があつて、そこでも分会と組織組織について討論をしています。

更に常会の後、一六日から二十一日まで各部会（青年代表・代議員・文化・調査・教宣・厚生）を定例化（休・祝日も開催）しています。また、隔月の二五日には機関役員で分会総役員会を、月の最終週には各組ごとに役員会と組学習会を開いています。

職場機関紙『日刊乗務』は各組週一回担当しています。組の中では日刊乗務の発行体制が作られ、四班体制で午前番（週で一番早い出勤日）終了後、五、八人のメンバーで、コーヒーを飲んだり煎餅をかじりながら、日常問題、家庭のこと等を話しながら作成・発行しています。

先に記した『労働者の世界観』の学習は各部会ごとに行われています。毎月一章ずつ読み合わせ討論してきました。漢字が多く読めなかつたり、内容が難しくいろいろと言ひながら進めています。「学校を卒業してから、初めて勉強した気分だ」と言う仲間もいたりして、難しくもあり、困難さもありますが今後も続けて行きたいと思っています。

今、京成という企業は億という金を使い、小集団管理、社員教育に力を入れています。意識改革、企業に従順な人間作りを進めている訳です。

この企業従属意識を一人ひとりの身に付け全体化させようとしています。「会社あつての社員だ、生活防衛のために」等々、個人解決に走る弱さをどのように克服するか課題は尽きません。だからこそ、前に記した運動を進めて行かなければ、健康で働き続けることは出来ないと思います。網の目のように組織を作り、企業の意図する職場支配を許さないことが求められます。今日の職場の民主化や権利・慣行を作ってきた諸先輩の努力を忘れてはならないと思います。

役員をしていると「金がかかる、夜は遅い、解っている人だけで話し合う」、これも大

事だが、解らない人とも話さないといけない。生きた銭の使い方というヤツです。一緒に飲み何でも聞く、解りあえるまで金・時間はかかります。同じ人間であるところまで行くには、大変なことです。しかし、年月を通して「この人なら嘘をつかない」「裏切らない」という信頼関係を作るには、相手を馬鹿にしない、人と人の暖かさを態度で示し、持ち続けることが大切だと思います。

働く者の社会になるまで闘うという方針をしっかり持つ以外にありません。また、家族の問題についても、自らの家族を大事にする。金銭面では迷惑をかけるが、嘘をつかない（浮気、ギャンブル等）。人間の弱さに負けない思想性を妻に言い切る。誕生日（妻・子供）結婚記念日に家族で祝う、人生の厳しさを大切にする事です。

そういう中で、職場の仲間たちも家族を大切にすることができると思っています。人間一人ひとりが、バラバラにならないことを学習を通して学ぶ取組みを進めています。

職場に労働運動を！

(一) 人間、労働は喜び

人間ってさ、モノを作ることが好きなんだよ。種を蒔いて植物を作り、木を伐って家を造作し、植物を加工して衣類を作ってきた。自分で考え、工夫して、よりよく生きられる環境を整えてきたんだよ。生きるに任せた米の生産も、肥料を考え、水の配分を工夫して生産を高めてきたし、手で植え、手で脱穀した収穫から、機械で収穫をする便利さに高めた。モノを作ることと、その代償としての収穫物への期待が、人間を働く意欲に駆り立てて、働くことの喜びへとたかめて行く。乗り物を作る。本来は人間生活の豊かさへの追求なんだよ。一里の道を人間が歩くと小一時間を要したよね。自転車なら三〇分、自動車ならで六分位で行っちゃうんだよ。便利になったよね。その便利さはサア、人間生きて行くことの豊かさでなければ意味がないよね。

ところがサア、今のあなた達、働くことに喜びがある？…たまにや狡（ずる）休みしたいし、手も抜きたいねエ。人間労働が何故か厭になっちゃった。作ることが喜びだったのに、なぜ厭になっちゃったんだろ？…。休みの日、家で日曜大工の真似をする。一心に考えて造作に打ち込み、ときには食事も忘れて没頭する。出来る生産物への期待が食事も忘れさせる。自分が作った、という自主生産の喜びだよネ…

(二) 心の貧しさの増幅

ところがサア…、今そんな労働がある？ 朝〇時に出勤して夕方〇時に退社、その間かくかくの仕事をして…、と「お仕着せ」をされてがんじ搦めに縛られて働くことを余儀なくされている。一族郎党食うためには詮方ないや。人間らしく生きることが諦めて働いているのが現実ではない？ 使う側からいろんな制約が決められ、汗水流して稼いだ「儲け」は使う側にだけたんまりとられて、働く者には「糊口」を凌ぐほど与えられない。人を蹴っても残業をしたい。残業が、働く者の低賃金をつくる労務政策と分かってても、

残業しなければ生活ができないようにしてある。他人と競争をして、使う人に「おべっか」をつかい、益・暮れに貢ぎ物まで差し上げて残業をさせてもらう。自己中心的で他人の痛みなど少しも思いやれない、心の貧しい人間になって行く。少しのモノを分け合って、助け合いながら生きて行くという、人間本来の心を失ってしまっている。難しい言葉で言えば「窮乏化」あるいは「疎外」というものである。現在の社会のしくみの中にその根源があるのだよ。そのしくみに縛られて働く者は疲れきって行く。

(三) 合理化の進展

バスをワンマン化する際に会社は、「ワンマンは運転士が車掌の仕事を担当する」として、車掌の二分の一のワンマン手当を支給する」と云い、働く者に認めさせた。そのお陰で、「客扱い」「料金の収受」「回数券の販売」「ドアの開閉」「ミラーの確認」等々、仕事がきつくなった。しかも、ワンマン化が進むにつれて、手当は目減りして、車掌の十何分の一になったネ。さらに、「おまけ」が付いて、会社の云うには、「オール・ワンマンになったんだから手当は要らない」と、手当をゼロにしたよネ…。勝手な会社の言い分だよ。「ワンマンはきつい仕事だから」とつけた手当なのに、仕事は変わっていないのに廃止は酷い。そう思わない？… 手当は、残業、深夜残業、家族、通勤、住宅にしろ、労働力の新しい力を作るためのもの。かくかく働いたらしかじかの賃金を増して払わないと、物を作る力が維持できないって手当が支払われることになったんだ。オール・ワンマンになったって、手当の廃止は理不尽なんだよ…。

去年だったつケ、会社は七項目の提案（合理化）をしてきたネ…、影響の大きいものは、①嘱託運転士の導入、②解放の交番導入、③懲戒条項に諭旨解雇のとりいれ、④副所長制度の新設などである。すでに解放交番などを除いて、労使の合意がされ、嘱託運転士は採用されている。社内広告の募集要項によれば、路線の運転士は千五百円、限定運転士は千円とあり、社保制度や臨時給は一応あるとしても、退職金や福祉については、全くないか、権利が大きく削られている。無権利状態だ。また解放交番を取り入れたらどうなるか。残業手当の算定時間を変えられ、おそらく現行の全拘束時間の支給から二〜三時間拘束で一時間の残業手当支給となると考えられる。そして、社内規則を強めて（諭旨解雇の導入）、副所長を配置して、「嫌なら辞めろ」と強圧してくる、に違いないナ…。つまるところはサ、この合理化の取り入れによって、やすい労働者を使って「しこたま」儲けようって言う算段なんだよ…。

その格好の例が去年の賃上げだナ；賃上げ額三千円って聞いて、ホント耳を疑ったよナ。言い分はサア「赤字」だとヨ…。新しい会社を作ってサ、赤字って手はないぜ…それに公式な書類にだって黒字って報告してるんだよナ；さらに、さらにさらに、赤字だって身売りの会社ヨ、大手並に一万百円の賃上げしているんだぜ。変じゃないか？ なかには、赤字というのに三千円も上げてもらって「感謝状」を会社にツいていう人もいたというから、世の中いろいろだなァー。

結局サ、朝鶏を起こして出勤、夜は番犬をなだめて帰宅の、きつい仕事を働いて、働く者は疲れ切っている。

(四) 労働力の疲弊

朝は朝星 夜はまた夜星 昼は野島で 水を汲む”

「女工哀史」の一節に唄われた歌だよ。明治時代の絹糸や絹布の織物が盛んな頃の労働実態を表している。

小説「野麦峠」や「女工哀史」で知っていることだらうけどサ、その頃とサ、今の俺たちの仕事、どれほど変わっている?… 「五勤一休」の勤務体系のうち、予め決まっている残業は何時間? 普通はサ、残業は不突発的に生まれるものだよ…それがサア勤務割の中に決まっている。三六協定をすれば、法的には許されると云うのかねエー。それもサ、少ない人で勤務一回り一〇時間はある。多い人は一カ月トータル一〇〇余時間というから如何に長時間働いているか、というものだナ。そしてサ、ハンドルを持っていて時間の長いことヨ。朝走り出してから帰庫まで走りっぱなしの交番だって少くないネ…。車両の渋滞で遅れば六時間余は乗りっぱなし。前日の勤務が夜の遅い勤務だから朝飯を摂らずに出勤するので朝飯が昼飯の時間。睡眠不足や食事の不規則、休憩時間のカットなど、さらに休憩室が事務室との兼ね合いや運賃清算機の騒音等、心身共に休まる暇もない労働環境や労働実態は、働く者を極度に疲れさせている。

年間の現役死亡者が五人、一カ月以上の長期療養者が一五〇人近いという。仕事に出る前になんらかの薬を飲むという人は、その職場の七〇%になると…、ある報告はしている。ある乗務員は、家を出るとき家内と水盃を交わしてくるといふ。さほどに働く人は疲れきっているんだよ。かなり以前の話だが、労災の後遺症を気にした人が、海に身を投じて亡くなった。中津溪谷の「虹の橋」から飛び降りて果てた仲間もいたっけ…。家庭の不和を苦に近くの林で命を絶った仲間もいる。仕事に明け暮れて家にいない夫に愛想を尽かして、妻が家を出た悲劇、数え切れない労働の実態だネエ…。

いつも従業員募集を掲げている人員不足、その人員不足と表裏に、労働災害は増え、死傷病は増え、交通事故も会社の宣伝ほど減少しないんだヨ。働く人は疲れきっているんだナア…。

(五) 職場に労働運動を!

今の社会のしくみはさア、合理化をしないと生き延びれないんだよ…。機械や機械をオートメ化することが合理化と考えがちだが、機械や機械のオートメ化は所詮人減らしの手段に過ぎないもの。本来機械力の発展は、人間生活を豊かにするもののだが、金儲けに使われ、人間が金儲けの手段となってしまう。使う側に、「富」が集まり、使われる側は益々「貧しく」なっていく。人間が「非人間化」されて行くんだよ。今サ、毎日の新聞やテレビなどで殺人の記事や交通事故で死亡の記事が無い日がない。殺伐とした世の中の情勢だよネ。金のために人を殺すことなぞ、なんとも感じない世の中だナ…。「窮乏化」って言うんだってサ。利益だけが優先して、人の心が失われ、心の貧しさだけがが増えてサ…人間疎外とも言われているネ。

労働運動ってネ、そんな人間の貧しさからの解放を、と生まれた運動なんだよ…生産する

ことを喜びに営々と働く人間の姿に帰えし、人間同士助け合って共に生きて行く社会を作るのが目的なんだよ。人の哀しみを自らの痛みとうけとめ、人の喜びを自分の喜びと受けとめられる人間再生の活動だよ。人間らしく生きたい、と考えるのは「当たり前」だろう。それなのに、そう考えることが「不当」だって言うんだナ：「会社の儲けを減らす考えだから怪しからん」って言うんだ。だけど考えてみなよ、機械を山ほど持っていて価値を生まないネ、価値を生むのは人間の働く力だよナ、会社のバスを社長一人で動かせるかい、働くもんがいて、バスは動き収入があるのだよ。その上がった収入をサ、僅かな人間共がむさぼり取ってサ、働く者にはあてがい扶持、こんな不公平ってないよナ。働く者は競輪だ、競馬だ、パチンコだって、ギャンブルに収入を求めて益々貧乏になって行くのだよ…。

この非人間化された姿から、人間本来への解放は、働く者自らの力以外にない。生・死する生産点―職場で自らを解放する闘いを仲間と共同して組織する、言葉を換えれば、働く者の共同作業が労働運動なのだよ…。

労働運動って形式があるわけではない。人間としてみて可笑しいと思うこと、三度の食事は当たり前だし、夜に寝て朝に起きることも当たり前人間の営みだよネ、その人間の習慣から見ると、これは可笑しいなア、と思うことは大体可笑しいものだ…。ところが、今の世の中は、使う側の都合のよいように「常識」が作られているから、モノを正しく見ることができなくなっているんだナ…。「上」抗っちゃいけない。天に向かつて唾すれば自分に振りかかる。など主従の關係の格言だよ。そんな常識に惑わされてサ、『オレは人間だって』ことを捨てちゃっているんだ。テレビ漫画に、人間になりた―い。ってのがあったが、人間として生きたい。って職場で働く者みんなで叫んでみたら…。働く者が生・死する職場・生産点で、こんな人間解放の闘いをしたら、職場は変わるんじゃないかなア…。変えるのは自分達なんだよ、生産点での主人公の自分達働く者なんだよ…。他人も国も、まして会社がよくしてくれる訳がない。自分だという事を自覚して、チヨット勇気を出して、変える決意をすれば職場はよくなると思うよ。(神奈川・K)

◇お詫びとお願い◇

▽今、『社会通信』拡大のため見本誌をお送りしています。読者からご紹介いただいた方リストをお送りいただいた方、さらには過去に『通信』をご購読いただいた方々にです。

▽『通信』は個人の読者と多数数をお取り扱いたいと思っている仲間から構成されています。ですから、見本誌をお送りした方々で、ご購入いただいている人も少なくありません。

▽「私、購読しているよ」「彼には私が配っているよ」とのご連絡をいただくことしばしばです。行き違いがありますのは上記の理由です。お許しください。

▽『通信』は今年十一月一日号で二〇周年を迎えます。社会も時代の節目にあります。何としても『通信』をさらに大きくしたいのです。ご支援、ご協力を心から願います。

▽今、創刊号からの総目次を作成中です。時代の流れが分かり、興味津々です。

▽前号のもくじに「十五年の想いを一〇分で陳述」に「上野義昭」とあるのは「杉山均」の誤りです。お詫びして訂正いたします。

三池闘争の教訓、行革攻撃と「和解勧告」

— 新たな段階に入った国鉄闘争 —

私は五月二十六日から二八日の東京地裁の結審の日、北海道におりました。闘争団の仲間とも意見を交換しました。北海道から広域異動で関東に來られた方読者にたくさんいらっしやる。闘争団の仲間は「悔いを残したくない。全力をつくす。そして勝つ、勝ちたい」と力強く語っていました。現地、「闘争団」との連携・連絡をもっと密にしてください、そして勝つ体制をつくってください。闘争団の仲間は全国オルグ、日々の生活を向上させるたたかひの中で、ものすごく成長されています。数え切れないほど闘争団を訪ねての私の印象です。

改革法二三条と裁判

東京地裁がJR（北海道、九州、西、貨物の四社）が提訴した行政訴訟について、五月二八日の結審の日、当事者のJRと中労委、さらに国労、清算事業団の四者に「和解の席」につくよう求めました。

裁判所の意見は前号に掲載していますが、その内容は三つの段落で構成されています。第一は、「本件紛争発生以来すでに十年の歳月を数え、その間の社会、経済情勢の著しい変化等に鑑みると、本件紛争について早期に抜本的な解決を図るべき時期に來ていると考える」と。

早期解決は私たちの最大の要求です。憲法二八条、労働組合法、労働基準法等にもっとも忠実な国労組合員を「国賊」扱いし、とたんの苦しみに追いやったのは中曾根元首相ら自民党政権、運輸省・国鉄当局であつたからです。地労委の命令、そして中労委の不十分な緊急命令でもJRの「使用者責任」を認めているのですから、裁判所はJRにたいしその責任を明確にしなければなりません。

しかし、裁判所は私たちの要求を巧妙に回避しようとしているように思われます。それが次の第二段落です。

第二は、「その解決に当たるべき第一次的当事者は、被告中労委の解釈に従えば、原告JR各社ということになるが、法理上そのような解釈がとり得ないとすれば、旧国鉄、すなわち、これを継承した国鉄清算事業団ということになる」と。

国鉄改革法、とりわけ第二三条は国労つぶし、国労組合員差別・選別の法律です。その実態は地労委、中労委、裁判所での数え切れないほどの審議で明らかです。しかし、東京地裁は「悪法も法」、したがって「法理上、JR各社に使用者責任がある」との「解釈はとりえない」といい、国鉄清算事業団に「第一次当事者」資格を与えています。

清算事業団の法的位置は、「運輸省政府」の管理・監督下にある特殊法人です。しかも、清算事業団は九七年度にその使命を終える組織です。政府の管轄下にある組織とはいえ、消え去ろうとしている清算事業団にどんな当事者能力があるのか、私のような門外漢には分かりません。さらにわからないのは第三段落です。

第三は、「そこで、当裁判所としては、この段階で、当事者双方および補助参加人国労並びに国鉄清算事業団に対し、本件紛争の早期解決を目指して、和解の席に着かれるように要望する」と。

当事者双方とは中労委⇨労働省、J R⇨運輸省とともに政府関係機関、それに国労、清算事業団の四者に「和解の席」に着くことを求めています。裁判所は判決を出したくないとの意志表明といえるのでしょうか。

政府権力内部の争いに

今度の裁判の特徴は政府⇨国家権力の構成員同士が争っていることです。被告は中労委原告はJ Rですから、労働省と運輸省の争いです。政府にとっては一番好ましくない事態となったのです。これには、国労のたたかいがその力としてあることに、私たちは自信をもたなければなりません。直近の百万署名もその力の一環です。

裁判所の「意見」への国労コメントも前号に掲載されています。その内容は①「意見」を高く評価、②J Rに和解の席に着くよう要望することは分かるのですが、部外者の私に理解困難なのは、第二項で「裁判所が和解の席に着くべき関係当事者としてJ Rはもとより、清算事業団を加えたことは、本件紛争を正しく解決するにあたってきわめて妥当であり、清算事業団⇨政府が本件紛争の解決に努力されるよう改めて強く要求する」といわれていることです。

清算事業団は、字のごとく「清算」のための組織、しかも債務を二五・六兆から二八兆円にもふくらませ、実体は運輸省高官が天下りするだけの組織です。こんな組織に当事者能力があるとは思えません。清算事業団をダミーにし、政府が「和解交渉に応じる」と考えれば、分らないでもありませんが、その時の「和解のテーブル・プロセス」はどこが責任主体となるのでしょうか。

判決は出したくない？

問題はなぜ東京地裁が「和解勧告」をおこなったのかです。裁判の中心は不当労働行為の責任主体はだれかです。中労委はJ Rの使用者責任を明言しています。労働委員会制度は労組法に規定される労働者の救済機関で、労働省の外郭組織で事務局は労働省の支配下にあります。その労働省が被告となりJ Rが原告となったのが、この裁判です。J Rの後盾は運輸省、平成八年度の『運輸白書』の過半が「国鉄分割・民営化十年の検証」に当てられていることにも明らかです。国鉄の「分・民」を中曽根とともに強行したのが、運輸事務次官から国鉄総裁に横すべりした杉浦であり、彼は初代の清算事業団理事長であり、いつの間にか全日空にもぐり込み、つい先日、全日空から追い出された人物であることにご承知のとおりです。

議会制民主主義は三権分立といわれます。三権が真に「分立」すれば国家は成り立ちません。とりわけ司法はそうです。国家の行方を左右する重大問題で、政府の意向に反する判決は数えるほどしかないのではないのでしょうか。そのような判決は、国民世論が政府の考えを圧倒しているという時だったように思うのです。

今度の裁判は被告が中労委⇨労働者、原告がJR⇨運輸省というように、政府部内の争いになりました。これは国労ががんばったからです。政府にすれば、考えもしなかった窮地におちいったということです。「国労憎し」はこの意味でも増幅しているのではないのでしょうか。しかも、現在は橋本「六大改革」⇨第二次行革の渦中ですから、裁判官とすれば、判決は出したくない、出せないという気持ちだが、関係機関との調整の末、最後の手段として、「和解勧告」となったと想像できます。

このように考えていくと、今度の「和解提案」が、国労に「要求切り下げ」を求めるサインでなかるうかと、私ども外部の人間には思えるのです。さらに、行革の源は三公社（電々公社⇨NTT、全専売⇨日本タバコ、国鉄⇨JR）の民営化、民営・分割にあり、これがモデルとされ、現在の橋本行革が企図されているだけになおさらです。

三池闘争の教訓

日本労働運動の転換点は第二次世界大戦後三回あります。第一回めの転換点は産別会議から総評への転換で、この中心に電産分割がありました。しかし、総評は「ニワトリからアヒル」になり、時の権力者の心胆を寒からしめたことは、総評結成（一九五〇年）から三池・安保の闘い（一九六〇年）に明らかです。

第二の転換点が三池闘争です。

この三池闘争の舞台裏を三五年後に生々しく再現したのが、NHKの「戦後五十年」の特番です。しかし、それが本『戦後五〇年、その時日本は』（全六冊）になって出ていることを知っている人は意外と少ないのです。その本に次のような記述があります。私は、第三回めの転換点になるだろう国鉄闘争の帰すうを考える上できわめて重要な示唆を与えているのではないかと考えています。その部分を再録しますと次のとおりです。

第二巻『三池争議―激突「総資本」対「総労働」』には、「三池闘争收拾のすさまじいばかりの葛藤が描かれています。三井資本に一任をせまる政府・日経連・中労委に最後に応じた三井資本の分析がこう記されているからです。

「最後まで抵抗したのは、三池現地の幹部たちだった。組合活動家に対して最も強い敵意を抱いていた彼らは、中労委に白紙委任することを容易に納得しなかった。」

しかし、一九六〇年七月二五日、中労委の申し入れを受諾した。現地にその説明をおこなった会社幹部の言葉とはこうであった。

「財界政界が受諾ヲ説得シテ来ルトイウコトハ、財界政界が三井ノ再建ヲ支援スルコトヲ約束シタコトヲ意味シ、ソノ気持意志ガ現時点ガ最モ高ク強イ状態デアル。之ハ一ツノchanceダ。中労委モ、三井ノ再建ヲ破壊スルトハ思ハレナイ。此ノ時点ハ、一ツノ最モヨイchanceダカラ、之ヲ掴ムコトガヨイト判断スル」

三井資本が最後は「国家の階級性」に賭けたことをこのメモはよく示しているように思えます。これに対し、炭労はどうだったのか。当時の炭労委員長・原は、同時期中労委幹旋案がどのようなものになるか非公式に聞くため中山中労委委員と会っている。

「この話をするのは今回が初めてだけれど」と前置きして原は、私たち取材班のインタビューに答えた。

原が幹旋案の内容について尋ねたところ、中山からは、うれしい返事が返ってきたというのだ。『三井鉱山の指名解雇をね、『全面的に認めるようなことはしない』と。『俺はそんなこと考えているんじゃないから、任せろ』ということだった』

原は喜んだ。しかし、今回の幹旋を出すもう一人の委員で中労委の会長を務める藤林が、財界と深いつながりがあると見ていた原は、中山の言葉に安心できなかった。」

一九六〇年八月十日、日本中の目が中労委の幹旋案発表に注がれた日である。午後五時、いよいよ中労委の幹旋案の発表である。

「『解雇問題の收拾のために、本日以降一か月の整理期間を置く』『右の一か月の整理期間を経過した者については、会社は昨年末の指名解雇を取り消し、解雇該当者はこの期間満了の期日をもって自発的に退職したものとする…』」

幹旋案は、かたちのうえで指名解雇を取り消し、そのうえで、解雇該当者は自発的に退職したものとみなすという、一二〇〇人の指名解雇を事実上認めたものだったのだ。」

原はどうしたのか。あとを追いかけてきた記者たちに対し「ペテンにかかった」と声を荒げる様が生々しく語られる。

「いや、ほんとに中労委というのは、『ふざけるな!』という気がしたね。何だろうってね。あんな大争議にまで発展したという歴史は、日本にはないんだから、その争議を解決するのに、組合のメンツまるつぶれだね。要求はゼロで、平気で最終幹旋案を出すような、これはもう、労働委員会なんていう性格からいっても、考えられないと思った。そういう怒りのほうが、不満というより、怒りでいっぱいだった。」

国家の階級性

結論を申し上げれば、三井資本は「国家の階級性」、つまり国家は資本の利殖に最後は味方することに向け、当時の労組は「義理・人情」にかけたということです。だれが勝ったか、「国家」「支配階級」です。この本質は、ムキダシの資本主義が闊歩する時代Ⅱ「行革・規制緩和」の時代であるだけに、国鉄闘争もこの教訓は無視できないように思うのです。

私は国労の勝利をだれよりも願っています。しかし、今日のメガ・コンペティション、橋本行革を考える時、事態は必ずしも容易じゃありません。だって、国鉄闘争「勝利」ということになれば、レーガン、サッチャー、中曽根の国営企業民営化といった現代世界の状況は大打撃をこうむることにあります。

今、ヨーロッパでは積極的ではありませんが、消極的な「行革・規制緩和反対」の世論が、英・仏の総選挙で示されました。こんな時、「国鉄闘争勝利」の判決が出されれば、私たちにとっては「勇氣百倍」、しかし、敵方には許容できないことは明らかです。

あらたな段階と任務

私の申し上げたいことは、「勝りたい」、しかし、「勝つにはさらに努力が必要」ということです。そのためには――

一、真の勝利をえるために、戦略を再構築してほしいことです。JR本隊、闘争団、そ

れに彼らを支える支援体制のさらなる強化です。

二、国労に望みたいのは「要求は絶対切り下げな」ということです。私たち外部の人間にとつても「早く解決したい」のはヤマヤマです。しかし、要求を切り下げられたのは、何のためにこれまで支援・連帯してきたのかわかりません。

三、行革・規制緩和は全国民を国労組合員が経験した状況に追い込むことです。しかも、「行革・規制緩和」は旧自民党支持基盤の崩壊を加速し、新たな政界再編成をもたらさずにはおきません。現在は「仮り」の姿です。すぐ近く私たちが想像もしなかった状況になっていることは必至です。それらの点についてはこれから具体的に明らかにしてゆきたいと考えます。

今、必要なのは戦略（ビジョン）です。それへの粘りです。そして総意を結集し勝つことです。国労組合員のみなさん、支援する仲間が闊達に論議し、その論議の上に「勝利の展望」を指し示されることを希望します。

五・二八東京地裁の「意見」（和解勧告） に対する宮里国労弁護団長の集約意見

皆さん方が裁判官だとすればもうすでに判決は出ているんだろうと思いますが、私どもは本日弁論において先程陳述された二人の当事者、そして六人の弁護士がそれぞれ意見陳述を致しました。私どもが言いたかったこと、それぞれ分担した意見についてそれぞれの弁護士から報告がありました。私どもがこの弁論を通じて何を言いたかったのか、それは一言で言えば、先程憎々しげに岡田代理人こと西代理人が語ったあの論理に対する私たちの全面的な反論であります。

JRの主張は改革法のみ

要するにJRの主張は唯一、改革法のみであります。改革法二三条という規定の恐ろしい、恐ろしく形式的な解釈によって責任を免れようとする論理をあらゆる角度から論破するというのが私ども国労側の弁論の方針であり、そして、そのことを本日の法廷で明らかにしえた、JR側の責任を負わない、改革法はJRに不当労働行為のやり得を許した、不当労働行為の免罪符を与えたというJRの主張がいかに改革法それ自身にも反するし憲法や労働組合法を蹂躪する考え方であり、また、更に団結権保障の重要な制度である労働委員会制度をも否定する許しがたい主張だということを完膚なきまでに反論しえた、論証しえたというふうに確信を致します。

裁判所のとるべき結論は、JRに不当労働行為責任が帰属するという明確な判断以外は有りえないということ、中労委の極めて説得的な論理とそしてまた私ども国労側のこれを補強するより強力な論理によって明らかにしえた。本日の弁論から、裁判所が取るべき結論はただ一つJRに責任があることを明確に宣告することだと思えます。そして、そのための私どもの弁論は成功したというふうに思っております。これは、単に私どもの法律家としての弁論ではなくしてこの間全国で百万人署名を成功させた闘争団、国労の皆さん、

支援の皆さんのおかげでありその様な声が裁判所にも届いたことの反映だというふうに思っています。私も代理人は皆さん方のこの間の取組み、この間の運動に支えられて本日の弁論を成功的に終わらせることができたというふうに思います。

判断された裁判所

さて、裁判所が私どもの弁論を聞いた後いかなる対応をするか注目をしておりました。いろんな対応が考えられました。一つは判決を何月何日に言い渡すという対応であります。一つは判決は追って指定しますという対応であります。更にもう一つは裁判所が判決は判決で考えとしても本件紛争の早期な解決という立場から、それもまた裁判所の重要な使命でありますので、そういう立場からこの最終弁論の機会になんらかの意見を表明するということも私どもの想定の中にはありました。これも裁判所が取る選択の一つだろうというふうに見ていたのであります。

裁判所は本日の弁論が終結したあと「判決期日は追って指定する」と言った上で「裁判所の見解を明らかにいたします」いうことでその席で裁判所の「意見」を書いた書面を配布致しました。後ほど会場にも私の話が終わったあと配布があると思います。この裁判所の意見は三つの段落からなっております。

第一は、本件紛争発生以来十年の歳月を数え、その間の社会、経済情勢の著しい変化等に鑑みると、本件紛争について早期に抜本的な解決を図るべき時期に来ていると考える。本件紛争についての裁判所の基本的な認識を表明した部分であります。

第二段落、そして、その解決に当たるべき第一次的当事者は、被告中労委の解釈に従えば、原告J R会社ということになるが、法理上そのような解釈がとり得ないとすれば、旧国鉄、すなわちこれを承継した国鉄清算事業団ということになる。このところはまた微妙な表現、いささか分かりにくい。両論併記的な表現であります。本件で今裁判所の判断が求められているのは法的な責任がどこに帰属するかということでありますのでそのことについて裁判所の判断は判決という形で示されるべきものであります。最終的な法的判断は判決という形で示されるべきでありますけれども、今回裁判所が和解の勧告に当たってまったくこの法的責任に関わる当事者の問題について触れない訳にはいけません。そこで、ここは私なりに考えますと大変巧妙な表現であります。中労委の解釈によればJ R、そうでないとしたら旧国鉄だと、この裏でいわんとしていることは両方とも責任があるんでないでしょうか、というふううに解釈することが可能だろうと思う訳であります。しかし、ここは、やや裁判所としては慎重に断定は避けました。

そして、次の第三段の段落に行きます。「そこで」と言いました、裁判所は、ここで、「そこで」と来るところがミソですね。本件紛争が抜本的紛争の解決を図る時期に来ている。法的な責任を誰が負うべきかについては、二つの考え方があり。そこで当裁判所としてはこの段階で、ということである当事者双方及び補助参加人国労並びに国鉄清算事業団に対し本件紛争の早期解決を目指して、和解の席に着かれるよう要望するのとしたのであります。裁判所は当事者双方、つまりJ R、中央労働委員会、国労並びに国鉄清算事業団、四者に対して本件紛争の早期解決を目指して和解の席に着かれるよう要望した訳であります。

なぜここで清算事業団が出てきたのか。これはまあ、先程真ん中のところに国鉄清算事業団も責任が及ぶ可能性があるということを描していることとの関連ですけども。同時に国鉄清算事業団は本件の紛争解決の当事者として和解の席に着くべきだというのは国鉄清算事業団・運輸省、つまり政府、政府も本件紛争解決の責任があるということも明らかにしたわけでありませう。中央労働委員会にももちろんこの事件の当事者であります。

そして中央労働委員会に関わるのは労働省、つまり国鉄改革、国鉄改革法という法律をつくり国鉄改革の中で起こったこの不当労働行為事件について、これは労働省も運輸省もつまり政府もJ.Rと共に解決のために和解の席に着くよう裁判所が呼びかけているというふうに理解されると思います。

異例かつ「重み」ある意見

このような見解を裁判所が判決以外で示すことは極めて異例であります。裁判所としては十分に考え慎重に考えた上で、尚かつこういう見解を表明されたものであります。しかも、思いつきでなされたのではなくて、この二年間十分に審議し本日の弁論を聞いた上で裁判所の決断として示された「意見」でありますので私どもは大変重みのある意見であるというふうに受け止めることができると思います。

そして、その内容は責任論のところがあいまいになっているという、この「意見」の性格上やむをえないところがありますが我々が求めてきた紛争の早期の抜本的解決、そしてそのためには政府とJ.Rと国鉄労働組合が同時にテーブルに着いて解決をすべきだということの間国労が求めてきた解決交渉のための枠組、テーブルをつくるという国労の要求に対してそれを基本的に受け入れている「意見」というふうに私は理解できると思います。

J.Rの「拒否」は動揺のあらわれ

しかしながら、本日、先程紹介がありました様にJ.Rは直ちに和解の席に着く意思はないという拒否回答を出しました。何故今日直ちにやったのでしょうか。色々な見方があります。私はこれは決してJ.R側の強さの現れではなくて、この裁判所の「意見」に対するある意味での動揺、ここで今日何か意見を言わないと自分たちの内部で様々な問題が出てくる。和解をすべきだという大きな流れが出てくることを、ともかく封じておきたいという意味があったのではないかと思えます。

決してこの拒否姿勢は彼らの強さの現れではなく我々がこの間闘って追い込んできた、そのことに対する彼らの拒絶だということに見ることができると思います。

J.Rを和解の席につかせる

これからは私どもの立場はこの示された「意見」に従ってJ.Rが政府が紛争解決のためのテーブルに着き紛争解決のための最大限の努力をさせることであります。先程国労側の基本的な方針については委員長が表明をされました。

私どもはこの「意見」のもつ重要な意味、これまで一切法的な責任がないということをお実に話合いのテーブルにすら着かなかった。もとより和解の席などには着かないと言い

張ってきたそのJRに対して裁判所はあなたは紛争解決の当事者ですよということをはつきり指摘した今回の「意見」は私どものこれまでの運動の中で運動を通じて勝ち取ってきた重要な成果として位置づけ、JRを一日も早く和解の席に着かせる取組みが本日の弁論を終えてのこれからの課題でないだろうか、いうふうに思う訳であります。

あくまでもJRが裁判所の「意見」に従って和解の席に着かないのであれば私たちははっきりと法的な判断を求めます。このことを基本にしながら本日の弁論の成功を期に一層私どもの運動の前進とこの問題の全面的な勝利解決のためにお互いに努力したいと思いません。以上、本日の弁論の総括的な報告と致します。

(参考)

・JR北海道は株式を上場しておりませんが、国鉄清算事業団が一〇〇%保有しています。

・国鉄清算事業団は、「運輸省≡政府」の管理・監督下にある特殊法人です。

・JR北海道は、株式を上場していないことから特殊法人となっています。

・中央労働委員会は、「労働省≡政府」の外局として管理下に置かれています。

・JRが原告で、被告中労委の命令棄却(使用者責任)を求めて争っている「JR採用差別事件」は、運輸省と労働省の争いとなっています。(五・二八中央集會にて)

「民主基軸」から「民主、社民と協力」へ

—自治労政治方針の特徴—

自治労は五月二九日から二日間、中央委員会を開き①九七春闘中間総括、②当面の闘争方針、③新たな情勢に対応した政治方針(第二次組織討議案)を討議、を決定した。自治労は今年の大会からJC傘下労働組合の多くがそうであるように、基本大会と中間大会に移行する。基本大会では次年度および次々年度の二年間を対象とした運動の基本的な方針を示し、中間大会では基本大会での方針が継承されることになる。自治労の運動方針は他の労組にみられないくらい大部だが、これにともない「大幅にシンプル」にされるという。自治労中央委の焦点は「第二次組織討議案」だった。「第一次組織討議案」は二月の水戸でおこなわれた中央委員会で確認されたが、その中心「政党との協力関係」では、「本格的な民主・リベラル勢力の総結集を展望し、当面民主党を基軸に協力関係を築き、社会民主党、さきがけ、民主改革連合とも協力」とされた。

自治労のブロック討論集會のまとめをみると①民主党主軸—北海道・石川・大阪・福岡・三重、②社民中心—青森・沖縄・山形・秋田・新潟・香川・岩手・静岡・山口、③民主・社民並列—埼玉・長崎・大分・鹿児島・佐賀・富山となる。

現在、民主党県本部があるのは三〇県、社民は四七。東北、九州、四国、中国ブロックには民主党の県本は少ない。他方、大都市圏では社民党の影響力はない。民主党との協力で先陣を切るのが、自治労委員長後藤氏の出身地・北海道だが、民主党の党員は全道庁を中心とする組合役員、それに議員後援会のみならずか三千人くらい。旧社会党から民主に移行した者は二千名弱とのことだ。

こうした状況を反映してか、「第二次組織討議案」では、民主は「広範な勤労者・市民に依拠した組織と運動の実態を築き上げているとはいえない」といい、社民は、「政権への影響力を低下させています」と、両党に注文をつけている。総選挙後、自治労は「民主基軸」を謳ったが、その理由は「社民党がヘゲモニーを発揮できず党としてかわる形での新党構想は行き詰まった」との認識からであった。それからみると大きく様が変わりしていることは明らかで、「第二次組織討議案」では、「保守に対抗し政権を担いうる本格的な民主・リベラル勢力の総結集を最大の戦略目標におき、その実現をめざす政党と協力する」との立場から、「当面、民主党、社会民主党と協力します。また、民主改革連合、新党さきがけとも連携します」と、「民主基軸」から、「民主・社民両党との協力」とされた。

この方針変更におさまらない「民主基軸」の大阪、滋賀、北海道、福岡、島根などから「大阪は行政区単位に民主党組織をつくる段階になってきたが、水をさされた。討議案に疑義」。「民主党基軸は臨時大会の方針、きっちりした方針を」、「社民の再生では展望はない。民主党を発展させ、高められるかどうかは労組にかかっている」、「この間、方針を変えるほど重要な変更があったのか」と。

これにたいし、高嶋副委員長は「基軸論では政党間の対立をあまり、分立克服の障害になる。だが並立論では分立の固定化につながり、競争関係をおおる」と指摘。今回だした第二次案は「民主リベラル勢力結集の軸は民主党という考えにたちながら、基軸論でも並立論でもない『統一結集論』で出した」と説明している。

第二次討議案にはこの他、どこと協力するかよりもっと重要と思われる指摘があることが忘れられてはなるまい。それは――

「労働組合の求める個々の要求・政策の実現のために、協力政党以外の政党であっても、政策実現に責任を持つ他の政党とも政策協議を進めます」

◇ 読者からのおたより ◇

家族と共にごんばる 先日は名寄まで足を運んで激励いただきありがとうございます。私たちの闘いは「五・二八結審」を終え、もっとも重要な局面を迎えていると思います。首を切られた私たちが国労ゆえに差別攻撃をされている組合員が、十年間の思いや悔しさをバネに家族と共にごんばる決意でいます。複雑な政治・労働戦線となっていますが、働く者が主人公になる世の中をつくることでは一緒。引き続きご支援を。 (国労名寄闘争団)

編集部より 皆さんお元気で大安心。西根さん、葉の行商、そして川口さん茨城へのオブルグがなばって。サンピアも事業拡大のごようす。さて、これからです。

百八名の仲間結集 六月二日の「国鉄闘争支援・反行革職場実態交流会」(土別市)に百八名の仲間が結集。講師の連帯する会事務局長・山下さんも喜んで帰られました。これから先の詰めが大事。皆で一奮起。明日は団の花見! ではまた。 (国労・S)

編集部より 今頃、花見ですか。日本も狭いようで広いですね。さらにごんばって。

「社会主義への大道」 情勢から紙面構成に幅広く相互討論の機会を多くとっていただき、「社会主義への大道」を読者が自ら考え、把んでいけるようご健闘を。 (香川・K)

編集部より 七月一日号より紙面を刷新しました。ご感想寄せて！
人生の大きな節目 社民党網走支部連合の再建に関わっていますが多難。国鉄闘争もこの六、七月には激動への予感がします。人生の大きな節目になるかもしれません。

(北海道・S)

編集部より 上京お疲れさまでした。お会いできず残念。さらにご奮闘を。

さらに勇気を 新しくなくても正確な分析にもとづいて何よりも階級性に優れた貴誌の情報は勇気と自信を与えてくれます。さらにご健闘を。

(釧路・T)

編集部より 嬉しいお便り多謝。仲間ふえていますか。さらになんばって。

沖縄と交流 四月に党県本部で沖縄大衆党や違憲共闘の皆さんと交流。憲法や平和への熱い思いや次世代に「基地の沖縄」を引き継がせない決意を聞かせていただきました。「本土」の民主主義が問われていることを肝に銘じたところです。

(明石市・N)

編集部より 私の回りも続々と沖縄へ。私も行かなくっちゃ。

社民党員が元気 私の地域の社民党員の一部が元気です。もっと早く基本政策がゆらいだ時に発言してくれなかったのが疑問。それとも私たちに「政治的センス」がなかったのか。

(東京・Y Y)

編集部より もっとくわしい報告が聞きたい。お手数でもよろしく。

大会はかくあるべき 新社会党第二回大会に参加。久しぶりに党大会はかくあるべきと感動。皆が党を作っている連帯感があった。山口書記長の答弁も素晴らしかった。「通信」も拡大します。

(鳥取・T)

編集部より 「通信」の拡大よろしく。そしてご批判、ご鞭撻を。

労働相談ハウツウ講座 ひょうごユニオン準備会のよびかけで「労働相談ハウツウ講座」が連催。六月中旬には県下各地でホットラインが開催予定。関心は高そう。(神戸・F)

拡大できそう 二、三部拡大できそう。拡大誌一部よろしく。今一番読んですっきりするもの、しかも考えさせてくれて仲間にも学べる読み物として案内しています。難しいものもあります。(船橋・N)

編集部より 拡大よろしく。過分なおほめのお言葉ありがとうございます。さらになんばる。

◇ 編集部だより ◇

▽今号から紙面を刷新しました。内容を変えるわけではありません。活字を一ポイント大きくし読み易い工夫を加えました。ご感想いかがでしょうか。ぜひご意見お寄せください。内容についても、平易で本質をえぐる文体となるよう努力します。ご支援を。

▽「読者からのおたより」、たくさんいただきどれをのせようかと腐心しております。そこでお願い。イニシアルだけでおたよりくださる方が多いのです。氏名はつきりご記入いただければ嬉しい。よろしく！

▽五月二八日、東京地裁で国鉄闘争にかかわる公訴が結審。前号でその詳細を報告しました。国鉄闘争はいよいよ新たな段階に入ります。国労は労働運動の拠点です。私たちが心を新たに国鉄闘争に連帯しましょうよ。